平成２３年（フ）第８０５７号
大阪府門真市岸和田４丁目10番２号
債務者　吉原　辰郎
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０９０号
大阪府寝屋川市三井南町３番３―301号
債務者　二葉　政樹
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１３６号
大阪市生野区桃谷５丁目10番４号、事業所所在地大阪市生野区桃谷５丁目７番10号　リバーサイドマンション１階
債務者　まんやこと　前田　弘美（旧姓栗川）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２１１号
大阪市平野区背戸口３丁目１番14―512号
債務者　大内　勇作
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２５５号
大阪市此花区西九条１丁目14番６号　光竜グリーンハイツ405号
債務者　眞尾　　修
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２９０号
大阪府高槻市登町54番７号
債務者　橋本　久士
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３４９号
大阪市淀川区木川東３丁目３番27―305号
債務者　野口　直行
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５４６号
大阪府豊中市服部豊町１丁目５番21―203号、事業所所在地大阪府豊中市服部元町１―２―９
債務者　ブティック華こと　北川　　博
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６２６号
大阪府池田市畑３丁目14番１号
債務者　小保内真寿美
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６７６号
大阪市西区本田１丁目４番54―701号
債務者　井上　初子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６８２号
大阪市住吉区我孫子５丁目４番25号
債務者　川元利恵子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６８５号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　下垣　順一
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７２２号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目13番27号
債務者　北野　　香
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８４０号
大阪市東成区大今里３丁目16番20号　玉栄マンション501号
債務者　大城春吉こと　徐　　春吉
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３号
大阪市平野区加美北３丁目17番６号　平野フラワーハイツ２―Ｂ
債務者　大薄久美子（旧姓並河）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１号
大阪市東住吉区湯里６丁目３番11号　エスパシオ405号
債務者　山本　恵子（旧姓阪口）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４号
大阪府東大阪市豊浦町３番29―303号　石井麗子方
債務者　石井美恵子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７号
大阪市鶴見区横堤３丁目１番10―207号
債務者　齊藤加奈子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部